

# 2025年(令和7年)4月1日より

## 入院時の食事に係る標準負担額が変更になります

入院時の食事代は、診療や薬代などの費用とは別に下表に示す自己負担金が必要です

【入院時1食あたりの負担額】

一般 (70歳未満)	70歳以上の 高齢者	標準負担額(1食あたり)	
		令和6年6月1日まで	令和7年4月1日から
● 一般 (下記以外)	● 一般 (下記以外)	490円	510円
		指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等・精神病床に1年以上超入院する患者	
● 低所得者 (住民税非課税)	● 低所得者Ⅱ (※1)	280円	300円
		過去1年間の入院期間が90日以内	
● 低所得者 (住民税非課税)	● 低所得者Ⅱ (※1)	230円	240円
		過去1年間の入院期間が90日超	
該当なし	● 低所得者Ⅰ (※2)	110円	110円

※1 低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、  
あるいは②高齢福祉年金受給権者(※2については変更はございません)

※1・※2に該当する者は医療保険の保険者が発行する「減額認定証」が必要です

また、入院時に案内している書類の同意により発行の手続きをしなくても、オンライン資格確認を利用して「限度額情報」を確認することが可能です

